

退職給付会計基準 国内の課題（過去の積み残し）

1 過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理の方法【資料2 No.6、7と関連】

- 費用処理年数について、平均残存勤務期間以内の一定年数ではなく、平均残存勤務期間により規則的に費用処理するのがよいとする意見について
- 当該費用処理について、発生年度ごとに管理せず、残高を基礎として毎期費用処理する方法とすることがよいとする意見について

企業会計基準第3号「退職給付に係る会計基準」の一部改正

結論の背景第15項

15. 前述したように、本会計基準では、規則的な費用処理が適切に行われることとなるよう「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1を見直すものであるが、この費用処理には、発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含まれる…略…ため、この場合には、必ずしも本来の規則的処理が行われているわけではないという見方がある。…略…また、当該費用処理に関しては、海外の会計基準に鑑みて、原則として、各期の発生額についてそれぞれ毎期費用処理するという発生年度ごとに管理する方法ではなく、それらの残高を基礎として毎期費用処理するという発生年度ごとに管理しない方法とすべきではないかという意見もある。しかしながら、本会計基準では、緊急性の高い「退職給付に係る会計基準注解」（注1）1の見直しを優先させることとした。

2 債務の引当計上【資料2 No.10と関連】

- 年金財政計算上の積立不足があった場合等に、引当金計上の要件¹に該当するか否かについて

企業会計基準第14号「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）

結論の背景第15項

15. 前項の引当計上の議論に関連しては、退職給付に係る債務に限らず、そもそも将来の負担となる支出の可能性が高い事象がある場合には負債を計上すべきという意見もある。しかしながら、仮にそのような事象について貸借対照表上、支払予定額や決済価額（又はその現在価値）を反映させるように負債計上するとしても、当該負債計上の相手勘定として資産や純資産（評価・換算差額等）が計上されることも考えられ、その全額が当期の費用又は損失として計上されるとは限らない。このような論点は、今日の企業会計上、広く議論されており、今後、我が国においても国際的な議論の動向に留意しつつ検討をしていくことが考えられる。

¹将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。…略…（企業会計原則・注解（注18））

3 回廊アプローチと重要性基準【資料2 No.7と関連】

- 回廊アプローチの導入の是非について
- 重要性基準の廃止の是非について

企業会計基準第19号「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）

結論の背景第15項～第16項

15. 当委員会での審議の結果、今回の短期的な取組みの性格上、退職給付会計基準の現行の枠組みを大きく変更することとなる回廊アプローチの導入を検討することは適当でないと考えられることから、今回の検討の対象に含めないこととした。なお、これには、現在IASBで進められている退職給付に係るプロジェクトにおいて、回廊アプローチを含む遅延認識を廃止すべきかの議論がなされている途中であることも考慮された。
16. 一方、重要性基準についても、これを採用することとした現行の退職給付会計基準の考え方を踏襲し、今回の検討においては見直さないこととした。…略…

4 厚生年金基金制度の代行部分の債務を最低責任準備金とする処理等

- 厚生年金基金制度の代行部分は退職給付会計基準の対象となるかについて
- 代行部分の退職給付債務を退職給付会計基準の対象とした場合、代行部分の債務は最低責任準備金とすべきかどうかについて

実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」

（参考）検討にあたって（2）

（2）…略…これらの意見については、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理を示している退職給付会計基準において、何を以て確定給付型と捉えるかなど国際的にも議論されつつある事項も含まれており、また、厚生年金基金制度が通常の確定給付型の企業年金制度と異なる特殊な制度といっても、退職給付会計基準の中で例外的に対応することの便益と他の会計処理への影響との比較衡量など、なお検討を要すると考えられることから、本実務対応報告では、議論の要点を示すに止め、現行の退職給付会計基準に則して当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととした。なお、上述した議論については、将来の退職給付制度の見直しや退職給付会計に関する国際的な議論の進展を踏まえ、今後、検討するものとする。

以上